平成２９年（フ）第１１５号
松江市朝日町487番地37
債務者　福島　晴美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
松江市八幡町864番地
債務者　杉原　利枝
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
鹿児島県肝属郡錦江町神川2201番地イ
債務者　森満えみ子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第６号
鹿児島県鹿屋市白崎町４番14号　フェヴァリー白崎205号
債務者　小薗　洋也
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
静岡県島田市中溝町1708番地の15
債務者　杉山　順也
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３３号
静岡県牧之原市東萩間970番地１
債務者　西片　里花（旧姓熊原）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４０号
静岡県榛原郡吉田町住吉218番地の１　セントラルハイツ203
債務者　安達　　旭
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９１号
大阪市港区池島３丁目８番１―1116号
債務者　中村　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８号
大阪市中央区松屋町９番20号　ローレルステート松屋町1205、前住所大阪市中央区高津３丁目３―14セレニテ日本橋エスト1202
債務者　諏訪原莉沙
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７８号
大阪府門真市千石東町39番８―302号
債務者　相田　利菜（旧姓山下・石田）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２８９号
大阪府門真市小路町23番19号　奈賀ノ荘　３号
債務者　藤井　新仁
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２９０号
大阪市大正区千島２丁目４番１―609号
債務者　川端みよ子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６５号
神奈川県藤沢市辻堂１丁目14番17号　Ｔ．Ｔ．ハウス103号
債務者　渡邊　一惠
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６３号
東京都東大和市蔵敷２丁目478番地ベルツリーＩ201
債務者　小野　隆幸
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第２１０号
愛知県豊川市本野町東浦43―２　ビートルタウンパーク街Ｄ―202、申立時の住所愛知県豊川市橋尾町郷43番地
破産者　伊藤　芹菜
1　主文　当裁判所が平成29年11月15日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「愛知県豊川市本野町東浦43―２　ビートルタウンパーク街Ｂ―202、申立時の住所愛知県豊川市橋尾町郷43番地」とあるのを「愛知県豊川市本野町東浦43―２　ビートルタウンパーク街Ｄ―202、申立時の住所愛知県豊川市橋尾町郷43番地」と更正する。
2　決定年月日　平成30年２月１日
名古屋地方裁判所豊橋支部